附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行日にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百十八条の二第一項第一号ハ(2)(iii)の措置（この省令による改正後の雇用保険法施行規則第百十八条の二第一項第一号ハ(2)(iii)の措置に該当するものを除く。）を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

3　この省令の施行日前に旧雇保則第百十八条の二第一項第一号ハ(2)(iii)の措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百五十七号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際保健・協力室及び国際労働・協力室並びに国際企画・戦略官及び国際保健企画官）	（国際協力室並びに国際企画官及び海外情報官）
第五条　国際課に、国際保健・協力室及び国際労働・協力室並びに国際企画・戦略官及び国際保健企画官それぞれ一人を置く。	**第五条**　国際課に、国際協力室並びに国際企画官及び海外情報官それぞれ一人を置く。
2　国際保健・協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　国際協力室は、厚生労働省の所掌事務に係る国際協力（開発途上にある海外の地域に係るものに限る。）に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
一　厚生労働省の所掌事務に係る国際機関、国際会議並びに外国の行政機関及び団体に係る事務の調整（保健に関するものに限る。）に関すること。	
二　厚生労働省の所掌事務に係る国際協力（開発途上にある海外の地域に係るものであって、国際労働・協力室の所掌に属するものを除く。）に関する事務の総括に関すること。	
3　国際保健・協力室に、室長を置く。	3　国際協力室に、室長を置く。
4　国際労働・協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。	4　国際企画官は、命を受けて、国際課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に当たる。
一　厚生労働省の所掌事務に係る国際機関、国際会議並びに外国の行政機関及び団体に係る事務の調整（労働に関するものに限る。）に関すること。	5　海外情報官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する特定事項の企画及び立案に当たる。
二　厚生労働省の所掌事務に係る国際協力（開発途上にある海外の地域に係るものであって、労働に関するものに限る。）に関する事務の総括に関すること。	一　厚生労働省の所掌事務に係る海外の情報の収集及び分析並びにその結果の提供に関すること（他局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
5　国際労働・協力室に、室長を置く。	二　海外に対する広報に関すること。
6　国際企画・戦略官は、命を受けて、国際課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に当たる。	［項を加える。］
［項を削る。］	
7　国際保健企画官は、命を受けて、国際課の所掌事務のうち保健に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	
［項を加える。］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

○経済産業省令第九十二号

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）を実施するため、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

題名を次のように改める。

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則

目次を削る。

第一章から第八章までの章名を削る。

第一条中「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に改める。